

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年3月17日（火） 8：20～8：30

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高 市 早 苗 内閣総理大臣
林 芳 正 国務大臣（総務大臣）
平 口 洋 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
片 山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松 本 洋 平 国務大臣（文部科学大臣）
上 野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴木 憲 和 国務大臣（農林水産大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金 子 恭 之 国務大臣（国土交通大臣）
石 原 宏 高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木 原 稔 国務大臣（内閣官房長官）
松 本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧 野 たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま 二 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田 仁 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田 紀 美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：尾 崎 正 直 内閣官房副長官
佐 藤 啓 内閣官房副長官
露 木 康 浩 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	2 件
○国会提出案件	7 件
○法律案	3 件
○政令	1 2 件
○人事	3 件
○配布	1 件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「犯罪被害者等基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、国家公安委員会委員長から御発言があります。

次に、「行政執行法人の常勤職員数に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、独立行政法人通則法に基づき、毎年国会に報告するものであります。

次に、「令和6年度及び7年度予備費使用総調書等を国会に提出すること」について、それぞれ御決定をお願いいたします。本件は、財政法に基づき、予備費の使用調書等の事後承諾を求めるものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書3件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案3件について、御決定をお願いいたします。まず、「外国為替及び外国貿易法の一部改正法案」は、対内直接投資等に係る事前届出の届出事項の追加、本邦企業の株式等を一定以上所有している海外法人等の議決権の取得を規制対象に加える等の措置を講ずるものであります。

次に、「農林中央金庫法の一部改正法案」は、農林中央金庫の必須業務として会員組織の構成員への資金の貸付け等を追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、「農業近代化資金融通法の一部改正法案」は、長期かつ低利の資金の融通を円滑にするため、貸付金合計額の最高限度額を引き上げる等の措置を講ずるものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「サイバー対処能力強化法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年10月1日とするものであり、「同法施行令」は、能動的サイバー防御の主たる防護対象となる重要電子計算機の範囲等を定めるものであり、「サイバーセキュリティ基本法施行令の一部改正令」は、同施行令の規定の整理を行うものであります。

次に、「文部科学省組織令の一部改正令」は、初等中等教育局及び文化庁に置かれる課の所掌事務の再編等を行うものであります。

次に、「防衛省職員給与法施行令及び防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正令」は、第二種初任給調整手当の新設に伴う規定の整備、1等陸佐等の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分の改定等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、人事官等11機関22名の任命につき、両議院の同意を求めることについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、兼官を免ずるもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、大平義郎外138名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「令和7年度の特別交付税及び震災復興特別交

付税の3月交付」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をベトナムとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「災害に対して強靱な農村開発計画」外2件に、総額約893億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件について、申し上げます。令和8年度予算の関連政令7件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「内閣官房、内閣府本府及び国土交通省の組織令」の各一部改正令は、令和8年度の機構・定員査定結果を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、「東日本大震災財特法の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正令」は、災害援護資金貸付けの特例の適用期間を令和9年3月31日まで延長するものであります。

次に、「雇用保険法施行令の一部改正令」は、令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県の職業能力開発校等の施設及び設備の災害復旧に要する経費の補助率の特例について、令和8年度においても適用するものであります。

次に、「未帰還者留守家族等援護法施行令等の一部改正令」は、同法に基づく葬祭料等の額の引上げ等を行うものであります。

次に、「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正令」は、高額医療費負担金の基準額を引き上げるものであります。

- 木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、国家公安委員会委員長。
- あかま国務大臣：犯罪被害者等基本計画の変更について御説明申し上げます。犯罪被害者等基本計画は、犯罪被害者等基本法に基づき定めるもので、現行の第4次計画の期間が令和7年度末までであることから、新たに、第5次計画を定めるものであります。本計画では、複数の機関をワンストップでつなぐ支援の充実強化や、社会全体で犯罪被害者等を支えていくための広報啓発の強化などを盛り込んでおります。犯罪被害者等施策は、国、地方公共団体、民間団体等が連携して取り組むべき重要な課題であります。閣僚の皆様におかれましては、引き続き、各種施策の着実な推進をお願いいたします。
- 木原国務大臣：次に、総務大臣。
- 林国務大臣：本日、令和7年度の特別交付税及び震災復興特別交付税の3月交付額を決定いたしました。このうち、特別交付税の3月交付額は9,181億円であり、今年度の交付総額は1兆2,256億円となっております。豪雨などの災害対策に要する経費及び除排雪経費について、特に丁寧の実態を把握して算定を行うなど、関係地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対処したところであります。また、震災復興特別交付税の3月交付額は145億円であり、今年度の交付

総額は708億円となっております。引き続き、被災団体が東日本大震災からの復旧・復興事業を円滑に進めることができるよう、適切に対応してまいります。

○木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

◎法律案

資料あり

- 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
(決定)
(財務省・警察・金融庁・総務・文部科学・
厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省)
- 〃 ○農林中央金庫法の一部を改正する法律案(決定)
(農林水産省・金融庁)
- 〃 ○農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案
(決定) (農林水産・財務省)

◎政 令

資料あり

- 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行期日を定める政令
(決定) (内閣府本府)
- 〃 ○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律施行令(決定) (同上)
- 〃 ○サイバーセキュリティ基本法施行令の一部を改正する政令(決定) (内閣官房)
- 〃 ○文部科学省組織令の一部を改正する政令(決定)
(文部科学省)
- 〃 ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令(決定) (防衛省)

◎人 事

資料あり

○人事官等の任命につき、両議院の同意を求めることについて(決定)

資料なし

☆判事補兼簡易裁判所判事加藤潤也外9名の兼官を免じ、簡易裁判所判事江川智津乃外34名を願に依り免ずることについて(決定)

資料あり

☆元法務教官大平義郎外138名の叙位又は叙勲について(決定)

◎ 配 布

☆ 令和 7 年度の特別交付税及び震災復興特別交付税
の 3 月交付について (総務省)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和8年〕
3月17日 (火)

◎一般案件

資料なし ○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の3の書簡の交換について
(決定) (外務省)

〔○署名あり ☆署名なし〕

◎政 令

資料あり
あ

- 内閣官房組織令の一部を改正する政令（決定）
（内閣官房）
- 〃 ○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府）
- 〃 ○国土交通省組織令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通省）
- 〃 ○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府・財務省）
- 〃 ○雇用保険法施行令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
- 〃 ○未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（同上）

[○署名あり ☆署名なし]